○農林水産省告示第八百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年六月二十五日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

一　保安林の所在場所　福岡県宮若市湯原字大城二〇七、二三五から二三八まで、二六五、二六六、二六七の一、二六七の二、二六八、字東花ノ木六八〇

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年六月二十五日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

一　(一)　保安林の所在場所　富山県南砺市下出字池尻山二五の一、三〇の二、杉尾字八ケ谷一の三、字北ノ平三の一、三の二、皆律字ブト原谷七二の一、七三、七四の一、七四の二、神成字長瀬六〇一の四、六〇一の五、在房字石名坂一（次の図に示す部分に限る。）、才川七字荒山五八、六四から六六まで、字脇ケ谷二五の一から二五の三まで、砺波市庄川町小牧字北牧九七、九八、一〇〇、一〇一の一から一〇一の三まで、一〇二の一、一〇二の二、一〇三、一一五の一、字村中五八八の一

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(一)　保安林の所在場所　富山県砺波市庄川町湯谷字小原四九八、五〇〇（次の図に示す部分に限る。）、五〇一、五〇二の一、五〇二の二、五〇三、五〇四（次の図に示す部分に限る。）、五二二、五二三、八一六

(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年六月二十五日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

一　保安林の所在場所　新潟県長岡市荒巻字大平二〇七九から二〇八四まで、二〇八五の一、二〇八五の二、二〇八六の一、二〇八六の二、二〇八七、二〇八九、二〇九〇、二〇九二、二〇九九、二一〇〇、二一〇二、二一二一の二、二一三〇の一、字金塚二〇九一、二〇九三から二〇九五まで、字カケ山二一〇四から二一〇六まで、二一〇七の一から二一〇七の三まで、二一〇八から二一一〇まで、二一一一の一、二一一一の二、二一三一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び長岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年六月二十五日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県北佐久郡軽井沢町大字追分字前谷地中島七一八の二、七一八の六、七一八の一〇、字雨池七三〇の四四・七三〇の四六・七三〇の五八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、七三〇の五九、字南牛越七三六の三から七三六の一〇まで、字北牛越七四一の二、七四一の八、七四一の一〇、七四一の一一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び軽井沢町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年六月二十五日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県北安曇郡白馬村大字北城字ドロノ木一五八五四の三・一五八五五の三・一五八五六の四（以上三筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第八百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年六月二十五日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村片桐四二三七の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第八百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年六月二十五日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県南佐久郡川上村大字大深山五七五の七五から五七五の七七まで、五七五の八三から五七五の八七まで、五七六の一八、五七六の二〇、六〇一の三四

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第八百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年六月二十五日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村片桐四二三七の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第八百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年六月二十五日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県北安曇郡池田町大字会染七三の一一七、七七三の一二〇から七七三の一二五まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため